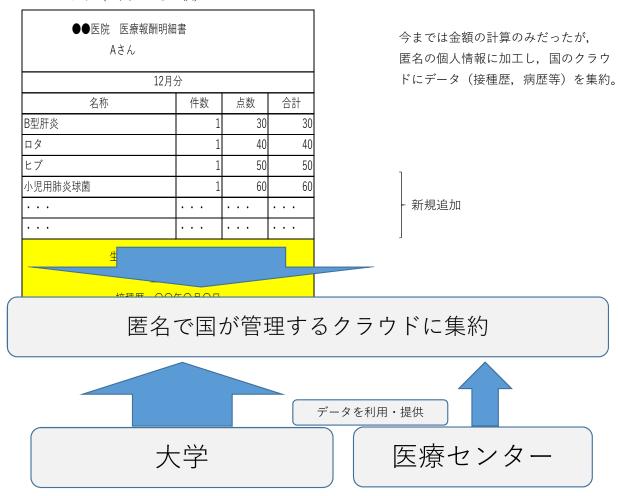
個人情報ファイルの名称	予防接種事業
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	予防接種法による定期接種等を適正に推進し、感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種履歴情報を管理し接種勧奨を行うもの。また、間違い接種や健康被害があった際は、県や市町村事務組合を通して国に報告し対応するもの。 本人あるいは親権者(代理人)から記録交付申請等があった際に対応するもの。
記録項目	1氏名, 2性別, 3生年月日・年齢, 4住所, 5連絡先, 6識別番号(個人番号), 7銀行口座情報, 8原発 避難者名簿, 9長期療養等の病歴
記録範囲	予防接種被接種者
記録情報の収集方法	本人あるいは親権者(代理人)が記載し,予防接種を実施した医療機関等から提供される予診票 依頼書交付申請及び助成金交付申請,予診票等交付申請があった際の申請書類や予診票
要配慮個人情報の有無	含む (病歴)
記録情報の経常的提供先	千葉県 保健福祉部 疾病対策課(間違い報告等),接種者が属する自治体
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令	
の規定による特別の手続等	
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※
行政機関等匿名加工情報の提案の募	
集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受	
ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案を受ける組織の名称及	_
び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案をすることができる期	_
間	
備考	
NO 3	

新改正予防接種法は今後3年以内に施行予定であり、新改正予防接種法第二十四条、 【国民保健の向上のための匿名予防接種等関連情報の利用又は提供】に関して、上記 の行政機関等匿名加工情報を含むが、現在は未施行であるため記入なし。

今後の流れとして, 医療機関が毎月国保連等に提出するレセプトに, 予診票の個人情報 (生年月日, 性別, 接種歴, 病歴等) を匿名化したものを紐づけ, 予防接種データとして国が管理する方針。

#### 【例】

レセプト (1人につき1枚)



	氏名	生年月日	性別	接種歴	病歴
小児インフル	а	2015/2/6	男	2022/10/5	2022/11/1
小児インフル	b	2015/2/7	女	2022/10/6	
小児インフル	С	2015/2/8	男	2022/10/7	
小児インフル	d	2015/2/9	女	2022/10/8	2022/12/5
小児インフル	е	2015/2/10	男	2022/10/9	
小児インフル	f	2015/2/11	女	2022/10/10	
小児インフル	g	2015/2/12	男	2022/10/11	
小児インフル	h	2015/2/13	女	2022/10/12	
小児インフル	i	2015/2/14	男	2022/10/13	

# ●●医院 医療報酬明細書 Aさん

12月分 名称 件数 点数 合計 1 B型肝炎 30 30 1 ロタ 40 40 ヒブ 50 50 1 60 60 小児用肺炎球菌 .

> 生年月日 2015年12月28日 性別 男

接種歴 〇〇年〇月〇日 病歴 〇〇年〇月〇日

#### (周民保健の向上のための匿名予防接種等関連情報の利用又は提供)

- 第二十四条 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、陳名予防接種等関連情報(予防接種等関連情報(前条第二項及び 第三項の規定により提供された情報並びに第十二条第一項の規定による報告に係る情報をいう。以下この項及び次条において 同じ。)に係る特定の定期の予防接種等の対象者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別 すること及びその作成に用いる予防接種等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に 従い加工した予防接種等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げ る者であって、匿名予防接種等関連情報の提供を受けく行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれ それ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。
  - 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増 進に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務 (特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うちのを除く。)
- 2 厚生労働大臣は、前頃の規定による匿名予防接種等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名予防接種等関連情報 を高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十六条の二第一頃に規定する匿名医療保険等関連情報、 感染症法第五十六条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報その他の原生労働省令で定めるものと連結して利用し、又 は進結して利用することができる状態で提供することができる。

#### (照合等の禁止)

第二十五条 前条第一項の規定により匿名予防控種等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名予防接種等関連情報利用者」という。)は、匿名予防接種等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名予防接種等関連情報の作成に用いられた予防接種等関連情報に係る本人を識別するために、当該予防接種等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)者しくは匿名予防接種等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名予防接種等関連情報を他の情報と誤合してはならない。

#### (消去)

第二十六条 匿名予防接種等関連情報利用者は、提供を受けた匿名予防接種等関連情報を利用する必要がなくなったときは、選滞なく、当該匿名予防接種等関連情報を消去しなければならない。

#### (安全管理措置

個人情報ファイルの名称	柏市骨粗しょう症検査事業
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防するために、健康増進法19条の2に基づき、40歳から70歳の5歳刻みの年齢に該当する女性を対象に、個別通知し、骨量測定、検査結果(要医療)により受診勧奨を行うもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日·年齢,4住所,6連絡先,7識別番号(個人番号),25課税・納税状況,29健康・身体状況,30傷病歴
記録範囲	骨粗しょう症対象者
記録情報の収集方法	本人,同一実施期間内の利用,記録表,健康かるて,電話
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	千葉県
開示請求等を受領する組織の名称及 び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	
t-	•

個人情報ファイルの名称	柏市健康診査事業
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	・対象者へ個別通知する
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日·年齢,4住所,6連絡先,7識別番号(個人番号),28その他 (生活保護受給状況),29健康・身体状況,30傷病歴,31障害
記録範囲	満40歳以上の無保険者(生活保護受給者のうち各種医療保険の被保険者の資格を有していない者)のうち、申し込みのあった者
記録情報の収集方法	本人,同一実施機関内の利用
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	  〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令	
の規定による特別の手続等	_
199921-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01	  個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※
個人情報ファイル等の種別	※政令第21条第7項に該当するファイル ☑ 有り □ 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募	_
集をする個人情報ファイルである旨	
ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案を受ける組織の名称及	_
び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案をすることができる期	_
間	
備考	

個人情報ファイルの名称	地域・職域連携推進事業
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第5条に基づき地域・職域連携推進事業を実施し,事業推進のため設置されている協議会委員の通知文の発送等の事務を行うために利用するもの。
記録項目	1氏名, 2職業・職種, 3職業上の地位,
記録範囲	協議会委員
記録情報の収集方法	本人からの開示等請求書
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
の規定による特別の手続等	_
	  個人情報の保護に関する法律第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイル等の種別	<ul><li>※政令第21条第7項に該当するファイル</li><li>□ 有り</li><li>□ 無し</li></ul>
	MANUAL TRANSFERMATION IN THE MANUAL TRANSFERM
行政機関等匿名加工情報の提案の募	_
集をする個人情報ファイルである旨	
 行政機関等匿名加工情報の提案を受	
ける組織の名称及び所在地	_
のる温熱の石が及びが正地	
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案を受ける組織の名称及	_
び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案をすることができる期	_
間	
備考	

個人情報ファイルの名称	歯周病検診事業事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき歯周病検診を実施し,受診券発送,費用免除の確認,結果入力,委託料支払等の事 務を行うため利用するもの。
記録項目	1氏名, 2性別, 3住所, 4生年月日, 5電話番号, 6課税・納税状況, 7健康・身体状況
記録範囲	歯周病検診対象者
記録情報の収集方法	本人からの開示等請求書
要配慮個人情報の有無	含む (病歴)
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令	
の規定による特別の手続等	_
-57967E FC & # 19771-5 3 19613	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※
個人情報ファイル等の種別	※政令第21条第7項に該当するファイル
	本数
行政機関等匿名加工情報の提案の募	_
集をする個人情報ファイルである旨	_
〜 「一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	_
りる組織の名称及び所仕地	
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案を受ける組織の名称及	_
び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案をすることができる期	_
間	
備考	

個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検査事業
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第19条の2に基づき、40歳以上の柏市民を対象に、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及及び感染者の早期発見、早期治療に繋げ、重症化予防に努めるもの。肝炎ウイルス陽性者に対して、フォローアップを行うもの。(個別通知するための対象者を抽出し、また、検査結果から肝炎ウイルス陽性者に対して受診勧奨及び受診状況把握を行う。)
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日·年齡,4住所,5連絡先,6識別番号(個人番号),7健康·身体状況,8 傷病歴
記録範囲	肝炎ウイルス検査対象者及び肝炎ウイルス陽性者
記録情報の収集方法	住民基本台帳,検査実施機関からの検診票又は受診者の一覧表,対象者及び肝炎ウイルス陽性者からの 電話連絡
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及 び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル ② 有り □ 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	
	:

個人情報ファイルの名称	各種がん検診に関する事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施。胃がん、大腸がん、肺がん検診(以上40歳以上男女)、結核・肺がん検診(65歳以上男女)、乳がん検診(30歳以上女性)、子宮頸がん検診(20歳以上女性)の受診希望者より登録申込を受け、各種がん検診対象者であるか年齢及び性別を確認し、登録の処理をし、登録者へ受診券等を配付を行うもの。また、検査実施機関より報告のあった受診結果を電算システムに入力を行うもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日·年齢,4住所,5連絡先,6識別番号(個人番号)
記録範囲	各種がん検診登録申込者
記録情報の収集方法	本人からのがん検診登録申込書(電子申請を含む)又は電話申込み、検査実施機関からの検診票又は受診者の一覧表
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	公益財団法人ちば県民保健予防財団
開示請求等を受領する組織の名称及 び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	へるすアップ相談事業
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	健康診査等の結果により,生活習慣病の予防等のため検査地や生活習慣に改善が必要なかたに対し,保健師・管理栄養士が個別相談を行い,被相談者の生活状況に即した具体的な生活習慣改善のためのアドバイスを行うもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日・年齢,4住所,6連絡先,29健康・身体状況
記録範囲	特定健康診査等受診者
記録情報の収集方法	同一実施期間内の利用,生活習慣チェックシート
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及 び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	※政令第21条第7項に該当するファイル 日 有り 田し
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	たばこ対策事業
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康增進課
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき受動喫煙防止対策(たばこ対策)を推進するため、飲食店等における受動喫煙対策 推進施設の登録事務を実施するもの。
記録項目	1氏名, 2住所, 3連絡先, 4職業・職種, 5学業・学歴, 6その他 (請求内容)
記録範囲	受動喫煙対策推進施設 担当者
記録情報の収集方法	本人からの柏市受動喫煙対策推進施設登録申請書
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及 び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	※政令第21条第7項に該当するファイル ☑ 有り □ 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	かしわ歯科相談室事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法第17条に基づき歯や口に関する相談事業を実施し、当事業運営にあたり来所者把握を行うため利用するもの。
記録項目	1氏名, 2性別, 3住所, 4電話番号, 5生年月日, 6健康・身体状況
記録範囲	かしわ歯科相談室来所者
記録情報の収集方法	本人からの開示等請求書
要配慮個人情報の有無	なし
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令	
の規定による特別の手続等	_
(D. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイル等の種別	※政令第21条第7項に該当するファイル □ 有り □ 無し
( W 88 W 77 6 1 15 10 - 17 6 - 17	
行政機関等匿名加工情報の提案の募	_
集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受	
ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案を受ける組織の名称及	-
び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案をすることができる期	_
間	
備考	

個人情報ファイルの名称	保健事業利用券管理台帳
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	18歳以上の柏市国民健康保険被保険者および市内在住の千葉県後期高齢者医療被保険者のうち、申請者に対し、はり等施術事業、お口のクリーニング事業、健診事業(18歳から38歳までの者に限る)または運動事業で使用できる1枚1000円相当の保健事業利用券を発行するため利用するもの。健診事業については、利用券とあわせて健康診査受診券を発行するため利用するもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5連絡先,6識別番号(個人番号),7国保資格情報, 8後期高齢者医療資格情報,9課税・納税状況,10健康・身体状況
記録範囲	保健事業利用助成申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人,国保総合システム(資格,保険料の滞納確認),実施歯科医院(お口のクリーニング事業実施報告書),実施医療機関(18歳から38歳の健康診査記録票)
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令	
の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル ② 有り □ 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	特定健康診査・特定保健指導および柏市75歳以上の健康診査事業ファイル (国保データベースシステム)
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	40歳以上の柏市国民健康保険被保険者および市内在住の千葉県後期高齢者医療被保険者に対し、健康診査を実施するため受診券の発送および記録の管理を行うため利用するもの。また健康診査の結果で生活習慣病の改善に関する指導が必要なもの、生活習慣病の重症化予防が必要なものに対し、特定保健指導等の保健事業を実施するため利用するもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5連絡先,6識別番号(個人番号),7国保資格情報, 8後期高齢者医療資格情報,9健康・身体状況
記録範囲	40歳以上の柏市国民健康保険被保険者および市内在住の千葉県後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	健康診査受診券の送付、結果の管理等を国保データベースシステムで行うため。 健康診査受診者については、健康診査実施機関(医療機関等)からの提出による記録票による情報収 集、情報管理を行うともに、国保連合会を通さない健康診査の結果については、市から国保データベー スシステム等に情報を入力し、管理を行う。特定保健指導の内容については本人からの情報収集を行 い、国保データベースシステム等で情報管理を行う。
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及 び所在地 訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 —
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル ☑ 有り □ 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	後期高齢者歯科口腔健康診査ファイル
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条第1号の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合が実施する歯科口腔健康診査について、受診券発行事務等を行うため利用するもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5連絡先,6識別番号(個人番号),7後期高齢者医療資格情報,9健康・身体状況
記録範囲	前年度75歳になった市内在住の千葉県後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	住民基本台帳システムにより対象者を抽出したもの。
要配慮個人情報の有無	なし
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号(電算処理ファイル)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	-
備考	

個人情報ファイルの名称	プレ特定健康診査ファイル
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	年度末年齢39歳の柏市国民健康保険被保険者に対し、健康診査を実施するため受診券の発送および記録の管理を行うため利用するもの。また健康診査の結果で生活習慣病の改善に関する指導が必要なもの、生活習慣病の重症化予防が必要なものに対し、保健指導等の保健事業を実施するため利用するもの。
記録項目	1氏名, 2性別, 3生年月日, 4住所, 5連絡先, 6識別番号(個人番号), 7国保資格情報, 8健康・身体状況
記録範囲	年度末年齢39歳の柏市国民健康保険被保険者
記録情報の収集方法	国保総合システム等により対象者を抽出し、受診券を発送。(資格,年齢確認) 健診受診者の記録票が実施機関(医療機関等)から提出され、紙媒体および健康増進システム等で管理。
要配慮個人情報の有無	なし
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及 び所在地 訂正及び利用停止に関する他の法令	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項(条例個人情報ファイル簿)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル ② 有り □ 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	_
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	重複受診・頻回受診者訪問指導事業ファイル
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	40歳以上の柏市国民健康保険被保険者および市内在住の千葉県後期高齢者医療被保険者における重複頻回受診者に対し、国保データベースシステムにより受診状況を確認したうえで、本人に対し訪問指導を行い、適正受診の促進および保健指導を行うため利用するもの。
記録項目	1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5連絡先,6識別番号(個人番号),7国保資格情報, 8後期高齢者医療資格情報,9健康・身体状況,10傷病歴
記録範囲	40歳以上の柏市国民健康保険被保険者および市内在住の千葉県後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	千葉県国保連合会よりCDROMにて提供される「重複頻回受診者該当リスト」から、直近の医療レセプト状況を国保データベースにて確認する。訪問時の状況を記録する。
要配慮個人情報の有無	なし
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及	柏市 総務部 行政課
び所在地	〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令	
の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項(条例個人情報ファイル簿)※ ※政令第21条第7項に該当するファイル
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期 間	_
備考	